

東中島地内の旧第1クリーンセンター除却工事現場で、次のとおり土壤汚染を確認しました。

○ 土壤汚染の内容

ふっ素※1及びその化合物が、調査対象の全59区画のうち8区画で、土壤汚染対策法における指定基準※2（土壤溶出量基準）を超過しました。基準超過した区画のうち、土壤溶出量は最大で2.9mg/l（基準0.8mg/l）でした。

○ 現場の状況

- ・旧第1クリーンセンターの除却工事の際、地中から廃棄物と思われる物質が発見されたため、適正に最終処分しました。
- ・その後、土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染状況を調査するため、試料採取・分析を3回に分けて実施した結果、上記のとおり、ふっ素及びその化合物の溶出量が基準値を超過していることを確認しました。
- ・その他の項目で基準超過はありません。
- ・土壤汚染が確認された区域は、地中から発見された廃棄物と思われる物質を撤去した後に、飛散防止措置を施しました。

○ 今後の対応

- ・近日中に、周辺の地下水調査を行い、汚染の有無や広がり把握します。

※1 ふっ素は、金属の研磨やステンレスの洗浄、ふっ素樹脂加工などの原料等に使用され、高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症などの健康被害が生じることがあります。また、自然状態においては海域に含まれており、環境省では海水中の濃度を1.5mg/lと示しています。

※2 土壤汚染対策法における指定基準（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）